

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律第五条第一項の規定による届出があつた件の一部を改正する件 新旧対照表

改正後

改正前

○総務省告示第四百八十八号

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成二十三年法律第九十八号）第五条第一項の規定に基づき、指定県及び指定市町村から避難住民に関する特定の事務の届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十一月十五日

総務大臣 川端 達夫

○総務省告示第四百八十八号

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成二十三年法律第九十八号）第五条第一項の規定に基づき、指定県及び指定市町村から避難住民に関する特定の事務の届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十一月十五日

総務大臣 川端 達夫

(略)	(略)	(略)
福島県	(略)	(略)
いわき市	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）及び予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）	予防接種法第五条、第七条、第八条、第五章及び第二十八条並びに予防接種法施行令第四条から第七条まで及び第十条（第二十三条において準用する場合を含む。）の規定により市町村が処理することとされている事務
田村市		
南相馬市		

(略)	(略)	(略)
福島県	(略)	(略)
いわき市	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）及び予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）	予防接種法第三条、第七条、第七条の二、第三章及び第二十四条並びに予防接種法施行令第四条から第七条まで及び第十六条（第二十三条において準用する場合を含む。）の規定により市町村が処理することとされている事務
田村市		
南相馬市		

福島県 川俣町 広野町 榎葉町 富岡町 大熊町	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）及び予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）	予防接種法第五條、第七條、第八條、第五章及び第二十八條並びに予防接種法施行令第四條から第七條まで及び第十六條（第二十三條において準	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）及び予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）及び予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）及び予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）及び予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）及び予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）及び予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）及び予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）及び予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）

福島県 川俣町 広野町 榎葉町 富岡町 大熊町	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）及び予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）及び予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）及び予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）及び予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）及び予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）及び予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）及び予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）及び予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）及び予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）及び予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）

		双葉町 浪江町 川内村 飯館村	
(略)	子ども・子育て支援法 (平成二十四年法律第 六十五号)	(略)	子ども・子育て支援法第二 十条、第二十七条、第二十 九条、第四十二条、第四十 三条、第五十四条及び附則 第六条の規定により市町村 が処理することとされている 事務
(略)	介護保険法(平成九年 法律第百二十三号)	(略)	介護保険法第十四条、第十五 条、第十九条、第四章第二節 、第百十五条の四十五第一項 及び第五項、第百十五条の四 十六並びに第百十五条の四十 七の規定により市町村が処理 することとされている事務
		双葉町 浪江町 川内村 飯館村	
(略)	(新設)	(略)	子ども・子育て支援法第二 十条、第二十七条、第二十 九条、第四十二条、第四十 三条、第五十四条及び附則 第六条の規定により市町村 が処理することとされている 事務
(略)	介護保険法(平成九年 法律第百二十三号)	(略)	介護保険法第十四条、第十五 条、第十九条、第四章第二節 、第百十五条の四十四第一項 及び第四項、第百十五条の四 十五並びに第百十五条の四十 六の規定により市町村が処理 することとされている事務
(略)	(略)	(略)	介護保険法第十四条、第十五 条、第十九条、第四章第二節 、第百十五条の四十五第一項 及び第五項、第百十五条の四 十六並びに第百十五条の四十 七の規定により市町村が処理 することとされている事務
		双葉町 浪江町 川内村 飯館村	
(略)	(略)	(略)	介護保険法第十四条、第十五 条、第十九条、第四章第二節 、第百十五条の四十五第一項 及び第五項、第百十五条の四 十六並びに第百十五条の四十 七の規定により市町村が処理 することとされている事務